

井手町福祉サービス事業所物価高騰対策給付金支給事業実施要領

(趣旨)

第1条 町は、物価高騰の影響に関わらず、円滑な福祉サービスの提供体制を継続できるよう、各事業所に対し補助金等の交付に関する規則（昭和52年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所等 別表1の介護サービス事業所等の項のサービス種別の欄に掲げるサービスを提供する町内の事業所をいう。

(2) 障害者施設等 別表1の障害者施設等の項のサービス種別の欄に掲げるサービスを提供する町内の施設をいう。

(交付対象事業等)

第3条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)、交付金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)及び基準額は、別表2に定めるところとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する申請書は、別記様式によるものとし、町が別に定める期日までに町に提出するものとする。

(交付決定等)

第5条 町は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付金について規則第5条に規定する交付決定するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第6条の規定による実績報告については、申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和7年度分の交付金に適用する。

別表1（第2条関係） 別紙のとおり

別表2（第3条関係） 別紙のとおり